

放課後等デイサービス

番	項目(県条例)	内容
1	従業者の員数(第6条第8項)	放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて、専らサービスの提供にあたる児童指導員又は保育士(合計数2人以上(うち1人以上は常勤))を配置しなければならないが、人員に関する基準どおり配置できていないものが見受けられたため、速やかに基準を満たすように配置すること。
2	内容及び手続の説明及び同意(第10条第1項)	重要事項を記した文書に下記の項目を追記してください。 ・運営の方針 ・虐待防止のための措置に関する事項 ・苦情解決(市町村・運営適正化委員会) ・事故発生時の対応 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況 また、営業時間とサービス提供時間について、実態に合わせて修正してください。
3	サービスの提供の記録(第22条第2項)	サービスを提供した際は、提供日、具体的な内容、利用者負担額等に係る必要な事項を提供の都度記録し、保護者の確認を受けようにしてください。
4	介護給付費の額に係る通知等(第26条第1項)	市町村から法定代理受領により介護給付費等の支給を受けた場合は、支給決定障害者が受けたサービス内容と、事業者が請求した内容が一致しているかどうかの確認を行うことができる仕組みが必要であることから、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費等の額について、額の内訳も含めて通知をしてください(国保連への請求明細書を添付させることも可。)
5	放課後等デイサービス計画の作成等(条例第28条)	放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、児童発達支援管理責任者(児発管)が、相談支援事業所が作成した「障害児支援利用計画」がある場合は、その当該計画を踏まえて、原案(「5領域(健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性)」を網羅すること。)を作成し、サービス提供を開始する前に、個別支援会議(支援の提供に当たる担当者、保護者、障害児から意見を求める会議。)を経て、保護者及び障害児に対して十分に説明を行い、文書による同意を得ることとする。併せて保護者及び相談支援事業所に対して、当該個別支援計画を交付すること。 また、交付先である相談支援事業所が実施するサービス担当者会議に参加し、障害児に係る必要な情報を共有するよう努めるようにしてください。 加えて、児発管は個別支援計画の実施状況を確認しながら、解決すべき課題を把握(モニタリング)をし、少なくとも6月に1回以上見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。
6	運営規程(第38条第1項)	運営規程の営業日及び営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間について、実態に合わせて修正し、変更届を提出してください。
7	勤務体制の確保等(第39条第1項)	月ごとの従業者の勤務体制を定めた(職種の別、従業員の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従・兼務の状況等を明確にした)勤務表を作成してください。
8	勤務体制の確保等(第39条第4項)	職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、当該防止のための指針を整備し、従業員への周知・啓発を行うとともに、従業員からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備すること。
9	業務継続計画の策定等(第39条の2第1項、第2項)	感染症及び災害の発生時における業務継続計画を早急に策定するとともに、当該計画に基づく研修及び訓練を実施すること(それぞれ年1回以上)。
10	非常災害対策(第41条第1項)	非常災害に関する具体的計画に、地震を考慮した内容を追加し充実させてください。

放課後等デイサービス

番	項目(県条例)	内容
11	安全計画の策定等(第41条の2第1項、第2項、第3項及び第4項)	障害児の安全の確保を図るため、以下の措置を講じること。 (1)安全計画の策定 (2)従業者に対する安全計画の周知、定期的な研修及び訓練の実施 (3)保護者に対する安全計画に基づく取り組み内容の周知 (4)定期的な安全計画の見直し
12	衛生管理等(第42条第2項)	感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のため、以下の措置を講じること。 (1)感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催(おおむね3か月に1回以上) (2)感染症の発生及びまん延の防止のための指針の整備 (3)感染症及び食中毒の発生及びまん延防止のための研修及び訓練の実施(それぞれ年2回以上)
13	掲示(第44条第1項及び第2項)	重要事項を記した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できるようにしてください。
14	身体拘束等の禁止(第45条1項、第2項、第3項及び第4項)	身体拘束等の適正化を図るため、緊急やむを得ない場合の判断を行うための合議体を設置するとともに以下の対策を講じること。 (1)身体拘束等の適正化のための委員会の開催(年1回以上) (2)身体拘束等の適正化のための指針の整備 (3)身体拘束等の適正化のための研修の実施(年1回以上) なお、改善報告にあたっては、改善計画書を提出すること。
15	虐待の防止(第46条の2第1項)	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に(年1回以上)開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。 なお、改善報告にあたっては、改善計画書を提出すること。
16	情報の提供等(条例第49条第1項)	障害福祉サービス等情報公表システム(WAM NET)において、経営情報(令和6年度及び令和7年度決算情報)を、速やかに報告すること。 なお、改善報告にあたっては、報告したことがわかるもの(WAM NETの画面を印刷したもの)を添付すること。 ※経営情報の更新は、毎会計年度終了後3か月以内に行うこと。令和7年度に報告を求めている経営情報(令和6年度決算情報)について、令和8年3月末までに報告をしなかった場合は、県等が報告するよう指導してもなお報告を行わない場合、未報告の時点(令和8年4月1日)に遡って、情報公表未報告減算の対象となることに留意すること。〔障害福祉サービス等情報公表制度に関するQ&A VOL.1(令和8年2月10日)〕
17	設備(第76条第1項)	放課後等デイサービスの静養室としての機能が保持できていなかったことから、場所の変更をするのかを含め、設備基準として必要な静養室を設置し、平面図と併せて変更届を提出すること。
18	サービス提供職員欠如減算	放課後等デイサービスにおける児童指導員又は保育士の人員配置基準を満たしていない事実が確認されたため、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合はその翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、1割の範囲内で減少した場合はその翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間のうち、減算が適用される月から3ヶ月未満の月は所定単位数の100分の70、減算が適用される月から連続して3ヶ月以上の月は所定単位数の100分の50を算定することとされていることから、既に受領した障害児通所給付費との差額を返還することとし、手続きに当たっては、利用者ごとに応じて、保険者(市町村)へ「過誤申出書」を提出し、国保連に対し過誤調整を行うこと。

放課後等デイサービス

番	項目(県条例)	内容
19	個別支援計画未作成減算	放課後等デイサービス支援計画等の作成について、適切に行われていない場合、報酬告示の規定に基づき、計画が作成されていない月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間のうち、減算が適用される月から3ヶ月未満の月は所定単位数の100分の70、減算が適用される月から連続して3ヶ月以上の月は所定単位数の100分の50を算定することとされていることから、既に受領した障害児通所給付費との差額を返還することとし、手続きに当たっては、利用者ごとに応じて、保険者(市町村)へ「過誤申出書」を提出し、国保連に対し過誤調整を行うこと。
20	業務継続計画未策定減算	業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない事実が確認されたため、基準を満たさない事実が生じた月(令和6年4月)から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、所定単位数の100分の1に相当する単位数を利用者全員の所定単位数から減算すること。